

番号	Q	A
事業内容について		
1	介護職員就業促進事業の内容を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都福祉人材センターの就労あっせん等により、事業者と6ヶ月以内の有期雇用契約を締結します。 ・有期雇用契約期間終了後の継続雇用も可能です。 ・この雇用期間内に、介護施設等で働きながら、対象者の保有資格に応じて、生活援助従事者研修、介護職員初任者研修若しくは実務者研修を受講のいずれかを受講し、資格を取得を目指します（受講料は無料）。 ・研修の受講時間も労働時間に含まれ、給与が支払われます。 ・対象期間中の給与(本事業に規定する条件の範囲内)、研修受講費等は、人材センターが事業者を支払います。
2	介護職員就業促進事業による有期雇用契約による雇用期間が終了したら、退職してもよいのですか。	<p>はじめから、有期雇用契約期間終了後の退職を予定している方は、本事業の対象となりません。</p> <p>本事業の対象者は、有期雇用契約期間だけでなく、資格取得後も継続して介護労働に従事する意志がある方とします。</p>
3	受講対象の研修を修了したら、雇用期間が終了しなくても退職してよいのですか。	<p>はじめから、資格取得後の退職を予定している方（資格取得のみを目的としている方）は、本事業の対象となりません。</p> <p>本事業の対象者は、資格取得後も継続して介護労働に従事する意志がある者となります。</p>
4	介護職員就業促進事業の求人にはいつまで応募が出来ますか。	<p>個々の事業者により異なりますが、事業主旨（働きながら研修を受講し、資格取得を目指す）から、遅くとも11月1日には雇用開始に至っている必要があります。</p> <p>なお、上記期日前でも、募集の枠が充足したり研修受講にかかる日程の都合等から応募が困難な事業者もあります。</p>
5	福祉の仕事は全くの未経験で、知識もないのですが、応募にあたって問題ありませんか。	<p>本事業は介護業務未経験の方も対象となりますので問題ありません。応募先の施設・事業所もそれを踏まえた指導・育成環境を整備していますので、安心してご利用ください。</p> <p>しかし、ご自身が応募する施設がどんな所なのかを事前に情報収集する事は非常に大切なことです。</p> <p>本事業の対象施設はすべて人材センターの実施する「職場体験事業」の登録施設となっています。そちらの事業利用もご検討ください。</p>
事業対象者について		
6	本事業の対象となるのは、どんな人ですか。	現に離職状況にあって求職中の方・雇用開始時点で離職状況になることが確定している方・事業を廃止した自営業者・学校卒業後に未就職の方等です。東京都外にお住いの方もご利用いただけます。
7	本事業はどのような資格を有していると対象外となりますか。	<p>以下の実務者研修と同等、もしくは上位資格を有する方は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務者研修 ・介護福祉士
8	看護師資格を保有していますが、本事業を利用することは出来ますか。	<p>看護師資格を保有の場合であっても、介護職を希望している場合は本事業をご利用いただくことができます。</p> <p>なお、受講対象となる研修は、生活援助従事者研修又は介護職員初任者研修となり、実務者研修は受講できません。</p>

9	現在は就業中ですが、本事業は雇用開始時点で離職状況であれば利用できますか。	採用面接時は就業中であっても、雇用開始時点で離職状況となることが確定している方は、受託者が提示する雇用条件を満たすことができるため、介護就業促進事業をご利用いただけます。 なお、 雇用後、兼業等就業前の身分を維持したまま介護職員就業促進事業を利用することはできません。
10	事業利用期間中のダブルワークはできますか。	事業利用期間中のダブルワークは認められません。
11	ハローワークに求職登録し、職業相談、職業紹介を受けるなどの求職活動をしていることが対象の要件となりますか。	離職者等のハローワークへの登録の有無は要件とはなりません。
12	外国籍の者は本事業の対象となりますか。	外国籍の方が本事業を利用する場合は、就労条件を満たす在留資格が必要となります。 まずは、ご自身が就労条件を満たす在留資格を有するかどうか「入国管理局HP（ http://www.immi-moj.go.jp/ ）」を参照の上、ご確認ください。
13	本事業の利用にあたり、事業者に個別の配慮を求めることは可能ですか。	ご自身の状況（健康面・経済面など）により、何らかの配慮を要する場合は、応募事業者に事前にご相談下さい。
応募手続きについて		
14	本事業の求人情報はどうやって確認できますか。	人材センターのホームページに本事業の求人一覧(概要)を掲載しています。そちらをご確認いただき、直接事業所に問合せいただくか、若しくはお近くのハローワークにて詳細な求人内容をご確認ください。
15	応募する際は人材センターを経由する必要はありますか。	人材センターを経由する必要はありません。希望する事業所に直接ご連絡ください。
16	離職者等であることはどのように確認しますか。	採用面接時に口頭で確認するほか、履歴書の提出により確認します。履歴書の他、雇用保険受給資格者証、廃業届、職務経歴書、その他失業者であることを証明できる書類があれば、それらも併せて提出ください。

雇用条件について		
17	本事業の利用にあたり、事業所ごとの独自の制限が設けられる場合がありますか。	本事業は幅広く離職者等を対象にするものであり、事業の性質上必要と認められる以外の限定的な制限は課されません。例えば求人を開示する範囲を経験者のみに限定すること、年齢制限、資格制限などは認めていないため、制限していません。
18	本事業を利用した場合、6か月の有期雇用ですが、その雇用形態はどのようになりますか。	常勤雇用の他、非常勤、短時間勤務等の求人もあります（本事業利用期間中は正規職員としての雇用はできません）。受託事業者により異なりますので、求人票をご確認ください。
19	遅刻、欠勤、休暇等はどのように取り扱われますか。	受託事業所の就業規則によります。
20	訪問介護事業所など、勤務に当たって有資格者であることが求められる場合は、介護職員初任者研修を修了するまでどのような業務に従事するのですか。	無資格期間中は、有資格者との同行訪問や、有資格者の指導のもと業務の補助等を行います。無資格期間中に、保険外サービスや専任としての事務職、併設事業所の他の業務等に従事することはありません。 なお、事業者は速やかに介護職員初任者研修を修了させ、本来業務（介護労働＝介護保険法による訪問介護の業務）に従事させるよう取組むこととしています。
21	月ごと又は週ごとの勤務日数、就労時間に上限又は下限はありますか。	受託事業者や求人内容により異なりますが、週20時間以上40時間以下に設定することのほかに、制限はありません。
22	介護職員就業促進事業の期間中の時間外勤務はありますか。	基本的に本事業期間中の時間外勤務は想定していません。受託事業者は時間外勤務が発生しないよう研修の受講時間、施設等における労働時間を設定することとなっています。
23	どの勤務日においても、研修受講と介護労働の両方に従事することになりますか。	受託事業者により異なります。研修受講のみの日、施設等における介護労働のみに従事する日という整理の事業者が多いようです。
24	研修実施機関において参加者が自由に利用できる休憩時間（昼休みを含む）は労働時間に該当しますか。	該当しません。
25	介護職員就業促進事業での雇用期間中に、介護労働に従事する施設又は事業所内での異動はありますか。	原則、介護職員就業促進事業での契約期間中の異動はありません。本事業は施設等において雇用管理責任者等の指導を受けながら、介護労働に従事し、安定的で質の高い介護人材に育成することを目的としています。
26	介護労働に従事する施設と研修実施機関の間の交通費は自己負担になりますか。	自己負担ではありません。受託事業所の規定に沿って支払われます。研修機関と対象者の自宅の間の交通費も同様です。
介護職員初任者研修若しくは実務者研修の受講について		
27	受講料は無料とのことですが、その他に係る経費はありますか。	受講料、教材費等、研修実施機関への支払が必須である経費は無料です。研修旅行等、参加が任意であるものにかかる費用は対象外となります。
28	研修機関への申込みは誰が行うのですか。 また、受講料(受講に係る経費)は誰が研修実施機関に支払うのですか。	受託事業者が、研修機関に、介護職員就業促進事業における受講であることを申し出たうえで申込みます。 また、費用は受託事業者が直接支払いを行います。
29	研修機関・研修コースは自分で選ぶことができますか。	受託事業者の判断によりますが、基本的に受託事業者が指定する研修機関で受講いただくこととなります。
30	受講できる研修について、生活援助従事者研修、介護職員初任者研修又は実務者研修のうち、どの研修を受講するかは自分で選ぶことはできますか。	できません。本事業では無資格者は初任者研修若しくは生活援助従事者研修、有資格者（介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級課程、訪問介護員養成研修2級課程修了者）は実務者研修を受講することとなっています。

31	当初契約した雇用期間内に資格取得が困難な場合、本事業における雇用契約期間を延長してもらうことはできますか。	できません。 万が一、事業期間内に資格取得に至らず追加で経費が発生する場合には、事業者と話し合いの上、判断していただくこととなっています。
32	やむを得ず当初の契約期間よりも早く退職を希望していますが、研修受講が修了していません。 研修は継続して受講することができますか。	万が一、契約期間の途中で退職となる場合は事業期間外の継続受講及び費用については事業者と相談の上、判断していただくこととなっています。
介護職員就業促進事業利用期間終了後について		
33	有期雇用契約期間終了後は必ず、その事業所で就労を継続しなければいけませんか。	事業者と双方同意の上、就労継続に至ることが望ましいですが、必須ではありません。また、継続雇用に至らない場合は、本事業での経験を生かし、安定した雇用につながるよう人材センターやハローワーク等をご利用ください。